

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（危機管理監の専決事項）</p> <p>第4条の2 次に掲げる事項は、危機管理監が専決するものとする。</p> <p>(1) <u>危機管理監の旅行及び副危機管理監の5日以上</u>の旅行の命令をすること。</p> <p>(2) <u>危機管理監の旅行及び副危機管理監の5日以上</u>の旅行の復命を受けること。</p> <p>(3) 危機管理監の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。<u>以下この号及び第4条の5において「休暇等」という。</u>）並びに副危機管理監の5日以上<u>の休暇等（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8-55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等</u>をすること（研修及び兼職の場合にあつては、総務管理部長及び人事課長に合議すること。）。</p> <p>(4)～(6) （略）</p> <p>（参与の専決事項）</p> <p>第4条の3 次に掲げる事項は、参与（部に置かれる参与に限る。以下同じ。）が専決するものとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 参与の休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除（5日以上のもの（<u>夏季休暇を除く。</u>）、結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの並びに研修及び兼職に係るものを除く。<u>次条、第4条の7、第4条の9から第4条の11まで及び第5条の5から第5条の7までにおいて「休暇等」という。</u>）の承認等をすること。</p>	<p>（危機管理監の専決事項）</p> <p>第4条の2 次に掲げる事項は、危機管理監が専決するものとする。</p> <p>(1) 危機管理監の旅行の命令をすること。</p> <p>(2) 危機管理監の旅行の復命を受けること。</p> <p>(3) 危機管理監の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。）の承認等をすること（研修及び兼職の場合にあつては、総務管理部長及び人事課長に合議すること。）。</p> <p>(4)～(6) （略）</p> <p>（参与の専決事項）</p> <p>第4条の3 次に掲げる事項は、参与（部に置かれる参与に限る。以下同じ。）が専決するものとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 参与の休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除（5日以上のもの（<u>職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8-55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除く。</u>）、結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの並びに研修及び兼職に係るものを除く。<u>次条から第4条の7まで、第4</u></p>

(4)～(6) (略)

第4条の4 (略)

(副危機管理監の専決事項)

第4条の5 次に掲げる事項は、副危機管理監が専決するものとする。

- (1) 副危機管理監の旅行(5日以上の旅除く。次号において同じ。)の命令をすること。
- (2) 副危機管理監の旅行の復命を受けること。
- (3) 副危機管理監の休暇等(5日以上のもの(夏季休暇を除く。))並びに研修及び兼職に係るものを除く。)の承認等をする(研修及び兼職の場合にあつては、人事課長に合議すること)。
- (4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による副危機管理監の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
- (5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による副危機管理監の代休日の指定を行うこと。
- (6) 副危機管理監の当直勤務の命令をすること。

第4条の6 削除

(危機管理監の権限の代決)

第10条の2 危機管理監が不在のときは、副危機管理監がその事務を代決する。

条の9から第4条の11まで、第5条の5から第5条の7までにおいて「休暇等」という。)の承認等をする事。

(4)～(6) (略)

第4条の4 (略)

第4条の5及び第4条の6 削除

第10条の2 削除